

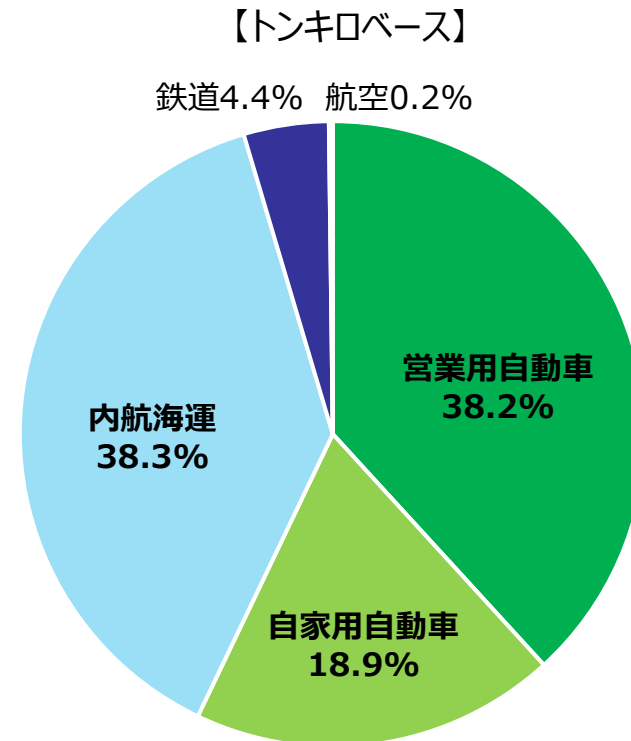
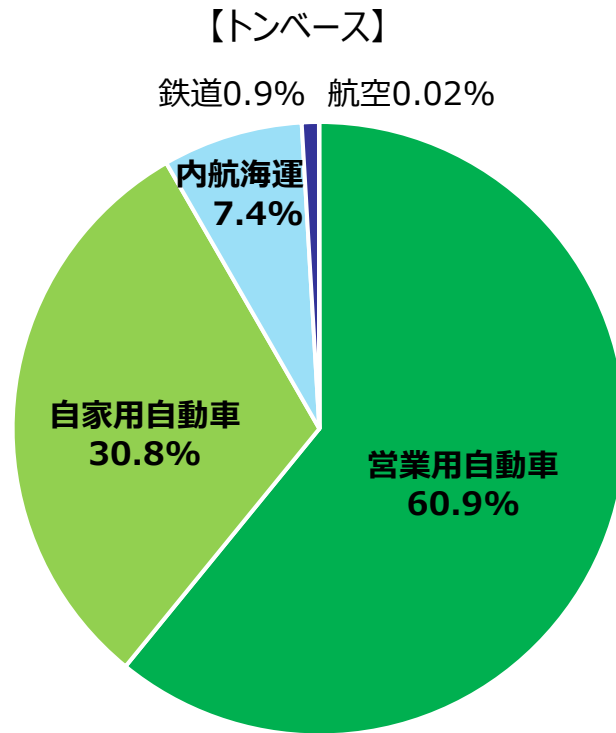
貨物自動車ベンチマーク(案)

2025年11月4日

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課

- トラックはトンベースで9割、トンキロベースで6割を輸送しており、そのうち営業用トラックの分担率はトンベースで6割、トンキロベースで4割を占めている。
- トラック輸送に係る二酸化炭素排出量削減の取組は進められている一方で、輸送形態による差が生じやすいことや、代替技術がなく大型車の電動化が困難であること等の課題が存在。

国内貨物輸送の分担率（2023年度）



- 輸送形態の違いによる原単位の差等を踏まえたBMの策定が必要。

	考慮すべき事項	対応(案)
BM水準の決定	- トラックの輸送形態は、主に<u>路線便</u>と<u>集配便</u>に分類される。 - このほか、一部の事業者は<u>冷蔵・冷凍便</u>による輸送も行っている。	- 輸送形態による原単位の差を補正。 →全ての輸送形態が<u>路線便</u>と仮定 - 補正後の原単位を用いて、目指すべき原単位(BM水準)を決定。
排出枠の算定	□ 路線便 (営業所等の拠点間の幹線輸送) □ 集配便 (営業所から配達先等までの輸送) □ 冷蔵・冷凍便  <u>輸送品目や配送件数等の違いによって生じる原単位の差</u>について考慮する必要がある。	輸送形態による差を補正 →全ての輸送が路線便であると仮定してBM水準を決定しているため、各社の輸送形態の割合を踏まえた排出枠を割り当てる。

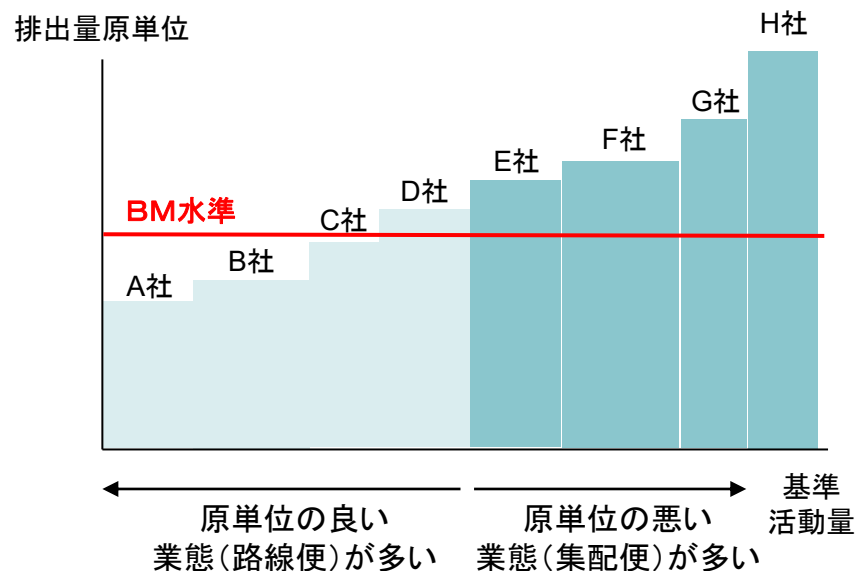
※上記の他に必要な補正について、引き続き検討予定。

BM水準の決定(業態の差によるBM指標の補正)

CO2排出量原単位をBM指標とし、全てが路線便による運行であると仮定して、業態によるBM指標の差がならされるように補正したうえで、各社の補正後のBM指標を比較。

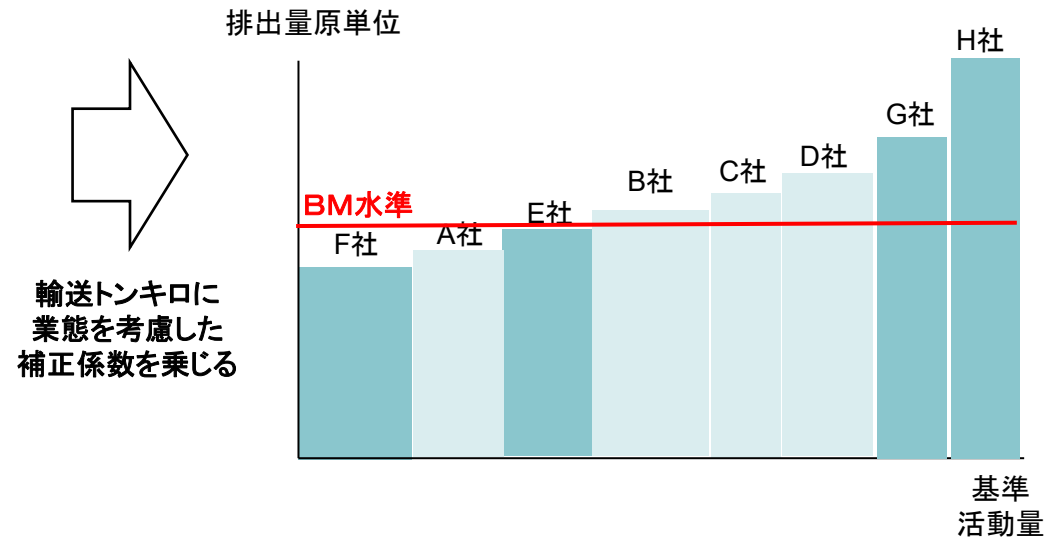
補正前

- 各社の排出削減努力によらない業態差によって各社の排出原単位に差が生じている。



補正後

- 各社の業態差による排出原単位の差をならすために、全ての運行が路線便によるものと仮定するための補正を行う。



●補正係数について

①集配便に係る補正係数

- 物流の小口・多頻度化や走行距離あたりの停車・発進が多くなる等の構造的特性を踏まえ、補正係数の設定が必要。

②冷蔵・冷凍便に係る補正係数

- 輸送品の保冷のために使用される冷却装置等の稼働により、燃料消費量が増加する等の構造的特性を踏まえ、補正係数の設定が必要。

【複数の業態区分を兼ねる事業者の場合】

輸送形態	輸送トンキロ (t・km)	排出量 (t-CO ₂)	補正係数
路線便	1,000,000	200,000	1.00
集配便	500,000	150,000	A
冷蔵・冷凍便 (路線便)	100,000	20,000	B
冷蔵・冷凍便 (集配便)	100,000	40,000	C

事業者Xの場合

事業者Xの原単位

事業者Xの原単位

=

$$\frac{\text{排出量の合計} \quad (200,000 + 150,000 + 20,000 + 40,000)}{(1,000,000 \times 1.0 + 500,000 \times A + 100,000 \times B + 100,000 \times C)}$$

輸送トンキロ × 補正係数の合計

事業者Xの排出枠

$$\text{事業者Xの排出枠} = (\text{目指すべき原単位}) \times (1,000,000 \times 1.0 + 500,000 \times A + 100,000 \times B + 100,000 \times C)$$